

静岡県告示第691号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 起業者の名称
藤枝市
- 2 事業の種類
藤枝市立新学校給食センター整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
静岡県藤枝市緑町二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

令和6年9月27日付けで藤枝市から申請のあった藤枝市立新学校給食センター整備事業（以下「申請事業」という。）は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、学校給食法第6条に基づき、市立小・中学校の設置者である藤枝市が設置するものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する事業である。

したがって、申請事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、必要な財源を令和6年度藤枝市一般会計予算により確保していることから、申請事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められる。

また、申請事業は第6次藤枝市総合計画に基づく事業であることに加え、学校給食法第6条に基づき、設置者である藤枝市が運営するものであることから、申請事業を遂行する権能を有すると認められる。

したがって、申請事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

現在藤枝市では、昭和54年から稼働する西部学校給食センター、昭和60年から稼働する北部学校給食センター及び平成9年から稼働する中部学校給食センターの3センターが、市内の市立小・中学校の学校給食の調理・配送を担っている。

申請事業では、このうち西部及び北部学校給食センターを廃止し、新学校給食センターを整備する

こととしており、この事業の施行により以下の効果が見込まれるため、公益性は大きいと言える。

(7) 衛生管理基準への適合

西部及び北部学校給食センターは、学校給食における衛生管理基準の元である「学校給食衛生管理の基準」が制定された平成9年以前から稼働する施設であるため、現行の「衛生管理基準」に定める「汚染作業区域と非汚染作業区域の区分」「ドライシステムの導入」「調理室の温度を25度以下、湿度を80%以下に保つための空調設備の設置」等に適合していない項目がある。

また、藤枝市が所有する公共建築物の長寿命化を図ることを目的として、令和2年度に実施された施設実態調査では、西部及び北部学校給食センターに関して、鉄部の発錆び、雨漏りや漏水による天井の腐食など、経年劣化の進行が指摘されている。こうした経年による機能・性能の劣化は、放置しておく、調理場が汚染される可能性が高まる。

このように、現在の西部及び北部学校給食センターは、食中毒の発生原因である細菌類が増殖しやすく、経年劣化による異物混入事故等が発生しやすい環境であり、児童生徒への健康被害を生じさせ得る危険性がある。

これらの課題について、申請事業の施行により、衛生管理基準を満たした調理環境が整備されることで、事故発生そのものの抑制に加え、長期間学校給食センターが稼働停止する事態を防ぎ、児童生徒への健康被害及び保護者への負担発生リスクを大きく引き下げることにより寄与する。

(8) 耐震基準への適合

東海地震を含む南海トラフ巨大地震における静岡県第4次被害想定によると、西部学校給食センター付近では震度6強の揺れが想定されるが、西部学校給食センターは、旧耐震基準（昭和56年改正以前の建築基準法）に基づき建築されているため、震度6強以上の揺れが発生した場合は、施設が倒壊・崩壊する可能性が高い。

そのため、申請事業の施行により、現行の耐震基準に適合する新学校給食センターを整備することで、災害発生時からの復旧に要する時間が短縮されることが見込まれる。

(9) アレルギー対応調理室の整備

現在稼働している3センターには、アレルギー物質を含む原因食材（以下「原因食材」という。）を使用しない除去食を調理するための食物アレルギー対応調理室が備わっていないため、食物アレルギーを有する児童生徒は、保護者の指示又は児童生徒自らの判断により原因食材を除去する「詳細な献立表対応」や「弁当対応」により、安全策を講じている。しかし、「詳細な献立表対応」では児童生徒に誤食事故の危険があり、「弁当対応」では保護者に弁当作りの負担を強いている。

この状況に対し、申請事業の施行により、アレルギー対応調理室が整備されることで、市内全域で食物アレルギーを有する児童生徒が安全に給食を喫食できる環境が整備されると共に、これまで弁当の用意をしていた保護者の負担を解消することができる。

(10) 職員の労働環境の改善

西部及び北部学校給食センターは空調設備が不足しており、レンタルエアコンを稼働しても、夏場には調理室の気温が30度を超過する日が多く発生しているため、調理に従事する職員の健康リスクが高い状態にあった。

そのため、申請事業の施行により、空調設備が十分に整備されることで、職員が熱中症を発症するリスクが引き下げられ、労働環境の改善に寄与する。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

起業地には、埋蔵文化財及び希少な動植物の存在は確認されていないが、起業者は、申請事業の施行に伴い埋蔵文化財又は希少な動植物等の存在が確認された場合には、関係機関へ報告し、適切な処置を講じるものとしている。

したがって、申請事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業者は、学校給食センターが建設可能な用途地域として、建築基準法に基づく工業地域、準工業地域、工業専用地域に加え、一定の条件の中で学校給食センターの建設が可能である市街化区域や市街化調整区域も含めて、候補地を検討した。

また、最大10,000食程度の調理能力を有する給食センターの規模を確保できる、敷地面積11,032.42㎡以上の整形地（長方形）であること、衛生管理基準に基づき、調理した食品を児童・生徒等が調理後2時間以内に喫食できるようにするため、配送車への積み込みや学校での検食・配膳等に要する時間等も踏まえ、市内全ての市立小中学校まで30分以内で配送できる場所に位置すること及びエネルギー消費が大きい施設のため、給食調理及び清掃時に必要となる、電気、ガス、上下水道設備等のインフラ条件が整備されていることを候補地の必須条件とした。

これらの条件を満たす候補地3箇所のうち、緑町二丁目地内の起業地が、配送車の出入りを考慮した接道条件を満たし、支障物件が少なく、周辺農地への影響が軽微であると判断されたことから、事業計画の合理性は大きいと言える。

エ 比較衡量

起業者は、申請事業施行による公害発生等の諸リスクについて検討している。このうち、臭気については、屋上に設置するファンによる上空への放出、排水の処理槽での浄化、土壌脱臭装置の設置、生ゴミ廃棄物の脱水処理等により対策を講ずることとしている。騒音については、市の開発指導に基づき住居と施設との距離を確保しているほか、現在騒音の原因となっているレンタルエアコンに替わり、施設内に空調が整備されるため、現在よりも騒音は軽減されるものと想定される。日照については、2階を設置する部分を南側に設けたことで、日影が日中北側住居に発生するリスクを解消し、静岡県建築基準条例で定める日照制限の基準を仮に適用した場合にも、十分に日照時間を確保できることを確認している。

起業地に接道する市道本町大東町線は交通量の多い道路だが、学校給食センターへの通勤用自家用車及び配送用車両の進入に際しては、左折進入を徹底し、また駐車場内においても、奥側から停車することを職員に義務付けることとしているため、学校給食センター入口付近での車両停滞による渋滞発生等を抑止する対策をとっていると言える。

また、事前説明会を始め、起業者が地域住民との間で行った交渉の結果、上記の対策により申請事業施行について理解が得られている。

このことを踏まえ、アの得られる公共の利益とイの失われる利益を比較衡量した結果、申請事業の

施行により得られる利益が失われる利益に優越するとともに、ウのとおり申請事業の起業地は他の候補地と比較しても最も適切であると認められる。

したがって、申請事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

西部及び北部学校給食センターについては、衛生管理基準に適合していない項目があるため、食中毒事故の発生リスクが高く、給食を喫食する児童生徒等への影響を鑑み、申請事業を早期に施行する必要がある。

また、現行の耐震基準を満たしていない西部学校給食センターに関しては、安定的な給食提供体制を維持し、従事する調理員の安全確保を図るために、早期に代替施設への機能移転が必要である。

さらに、食物アレルギーへの対応についても、藤枝市の掲げる「安全安心な学校給食の提供」の取組みとして、食物アレルギー対応調理室を設置するものであり、安全安心な学校給食の安定的な提供の観点から早期に解決すべき課題である。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

申請事業に係る起業地の範囲は、申請事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て申請事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のような状況を鑑みれば、申請事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、申請事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

藤枝市役所教育部学校給食課